（注意事項）

1. この主任者証は常に携帯し、請求があった場合は、いつでも掲示する。
2. この証は貸与又は譲渡してはならない。
3. この証の記載事項に変更があった場合又は亡失棄損した場合には届け出て再交付を受ける。
4. 新たに交付を受けた時又は転退職したときは、発行者に返納する。

（注意事項）

1. この主任者証は常に携帯し、請求があった場合は、いつでも掲示する。
2. この証は貸与又は譲渡してはならない。
3. この証の記載事項に変更があった場合又は亡失棄損した場合には届け出て再交付を受ける。
4. 新たに交付を受けた時又は転退職したときは、発行者に返納する。

（注意事項）

1. この主任者証は常に携帯し、請求があった場合は、いつでも掲示する。
2. この証は貸与又は譲渡してはならない。
3. この証の記載事項に変更があった場合又は亡失棄損した場合には届け出て再交付を受ける。
4. 新たに交付を受けた時又は転退職したときは、発行者に返納する。

（注意事項）

1. この主任者証は常に携帯し、請求があった場合は、いつでも掲示する。
2. この証は貸与又は譲渡してはならない。
3. この証の記載事項に変更があった場合又は亡失棄損した場合には届け出て再交付を受ける。
4. 新たに交付を受けた時又は転退職したときは、発行者に返納する。

（注意事項）

1. この主任者証は常に携帯し、請求があった場合は、いつでも掲示する。
2. この証は貸与又は譲渡してはならない。
3. この証の記載事項に変更があった場合又は亡失棄損した場合には届け出て再交付を受ける。
4. 新たに交付を受けた時又は転退職したときは、発行者に返納する。

（注意事項）

1. この主任者証は常に携帯し、請求があった場合は、いつでも掲示する。
2. この証は貸与又は譲渡してはならない。
3. この証の記載事項に変更があった場合又は亡失棄損した場合には届け出て再交付を受ける。
4. 新たに交付を受けた時又は転退職したときは、発行者に返納する。

（注意事項）

1. この主任者証は常に携帯し、請求があった場合は、いつでも掲示する。
2. この証は貸与又は譲渡してはならない。
3. この証の記載事項に変更があった場合又は亡失棄損した場合には届け出て再交付を受ける。
4. 新たに交付を受けた時又は転退職したときは、発行者に返納する。

（注意事項）

1. この主任者証は常に携帯し、請求があった場合は、いつでも掲示する。
2. この証は貸与又は譲渡してはならない。
3. この証の記載事項に変更があった場合又は亡失棄損した場合には届け出て再交付を受ける。
4. 新たに交付を受けた時又は転退職したときは、発行者に返納する。

（注意事項）

1. この主任者証は常に携帯し、請求があった場合は、いつでも掲示する。
2. この証は貸与又は譲渡してはならない。
3. この証の記載事項に変更があった場合又は亡失棄損した場合には届け出て再交付を受ける。
4. 新たに交付を受けた時又は転退職したときは、発行者に返納する。

（注意事項）

1. この主任者証は常に携帯し、請求があった場合は、いつでも掲示する。
2. この証は貸与又は譲渡してはならない。
3. この証の記載事項に変更があった場合又は亡失棄損した場合には届け出て再交付を受ける。
4. 新たに交付を受けた時又は転退職したときは、発行者に返納する。